

平成29年6月15日（木曜日）第2回定例会

○出席議員（16名）

1番	内藤明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	國井輝明	議員	12番	辻登代子	議員
13番	杉沼孝司	議員	14番	工藤吉雄	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	柏倉信一	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
草苺和男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	木村三紀	農業委員会会長
竹田浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長	田宮信明	政策企画課長
伊藤耕平	商工創成課長	安達徹	財政課長
設楽和由	税務課長	荒木信行	市民生活課長
森谷孝義	建設管理課長	安達晃一	下水道課長
原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	松田仁	さくらんぼ観光 課長
軽部賢悦	健康福祉課長	渡辺智昭	高齢者支援課長 補佐
佐藤肇	子育て推進課長	大沼利子	会計管理者 （兼）会計課長
辻洋一	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
佐藤和好	学校教育課長	高林雅彦	生涯学習課長 （兼）慈恩寺歴史 文化振興室長
大沼孝一郎	監査委員	渡辺優子	監査委員 事務局長

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局長	山田良一	局長補佐
齋藤晴光	総務係長	兼子拓也	総務係主事

議事日程第4号 第2回定例会
平成29年6月15日(木) 予算特別委員会終了後開議

再 開

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 議第39号 平成29年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
〃 2 議第45号 平成29年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
〃 3 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 4 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第 5 議第40号 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
〃 6 議第41号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
〃 7 議第42号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
〃 8 議第43号 寒河江市市税条例等の一部改正について
〃 9 議第44号 寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結
について
〃 10 請願第1号 「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願
〃 11 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 12 質疑・討論・採決
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時55分

議 案 上 程

○内藤 明議長 ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

○内藤 明議長 日程第1、議第39号平成29年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)及び日程第2、議第45号平成29年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)を一括議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○内藤 明議長 日程第3、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。阿部予算特別委員長。

〔阿部 清予算特別委員長 登壇〕

○阿部 清予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第39号平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）及び議第45号平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）であります。

6月8日、委員15名出席のもと委員会を開会し、議第39号及び議第45号を一括議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することといたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会ともいずれも原案を了とすべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第39号及び議第45号を採決の結果、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○内藤 明議長 日程第4、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議第39号平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）、議第45号平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）の2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第39号及び議第45号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○内藤 明議長 次に、日程第5、議第40号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから日程第10、請願第1号「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願までの6案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○内藤 明議長 日程第11、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

委員長の報告を求めます。伊藤総務産業常任委員長。

〔伊藤正彦総務産業常任委員長 登壇〕

○伊藤正彦総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、6月8日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第40号から議第44号まで及び請願第1号の6案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第40号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第41号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「特別職の報酬審議会との関係はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「特別職報酬等審議会には、日額報酬についてはかけていません」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第42号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「山形県職員等の給与に関する条例の適用で、教育職の給料表を使うということか」との問いがあり、当局より「そのとおりです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第43号寒河江市市税条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第44号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採

決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、自由討議に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「願意は理解できるが、農地中間管理機構が設置されており、畑、田んぼをつくらない人はここに登録をすれば公金が得られる。逆に言えば、農地を借りたい人がいれば、農地を借りやすい仕組みができています」との意見がありました。

委員より「頑張っている農家ほど稲作に関して大変な状況になっていると伺っています。農の存亡は国の存亡にかかわると昔から言われていますが、農業者がきちっとした生活が確保できるようなものをつくっていかないと、これからの日本は大変な状況になると思っています」との意見がありました。

次に、討論に入りました。

討論の内容を申し上げます。

委員より「補助金は、頑張っている農家に対して出すべきだと思います。やる気のある農家が農地中間管理機構を通して農地を拡大し、強い農家になることで国際競争に勝てる農業も生まれると思いますので、まずは現行の制度で頑張っていくべきであり、頑張る者がしっかりと伸びる仕組みが必要だと考えますので、この請願には反対です」という旨の反対討論がありました。

委員より「農家が疲弊している状況において、農業後継者が不足しているのも補償が余りにも生活できるほどまでになっていないことが根底にあると思います。来年度から生産調整がなくなり、自由販売になるようですが、おのおの農家が対応できるのかという不安が出てくると思います。多面的機能も大事ですが、まずは生

活できる農業にしたいとのことだと思しますので、願意妥当と考えます」という旨の賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成少数をもって不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○内藤 明議長 日程第12、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。渡邊議員。

○渡邊賢一議員 3点ほど、ただいまの委員長報告に対して御質問させていただきたいと思ます。

請願第1号「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願の報告の中で、まず1つは、先般行われました総務産業常任委員会と寒河江市農事実行組合連合会との意見交換会があったわけですが、各地区の組合長さんから出された意見や要望について、本請願と共通する部分、すなわち土地利用型農業における集落営農のあり方、そうした切実な声はどのように議論されたのか、あるいは無視されたのか、伺いたいと思ます。

2つ目、請願の提出者より、今回提出に至った理由や農業に対する思いなりを意見聴取するなど、丁寧な議論が行われたのかどうか伺います。

3つ目、米の生産調整が新たな制度のもと平成30年度からという、今後国政においても流動的な要素が多くある中で、採決を急ぐ理由があったのかどうか、継続審議にしてはどうかなどという意見はなかったのか。

以上、3点を御質問させていただきます。

○内藤 明議長 伊藤委員長。

○伊藤正彦総務産業常任委員長 前回の総務産業常任委員会と農事実行組合連合会との意見等についての付言等は、特に今回の総務産業常任委員会では出ておりませんというのが1点です。

あと、丁寧な議論ということですが、本常任委員会ではそれぞれの委員が思いを述べておりますので、丁寧な議論はなされたというふうに理解しております。

3つ目の継続審査という意見は、本常任委員会では出ておりません。以上です。

○内藤 明議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

佐藤議員、反対ですか、賛成ですか。失礼。第何号に対する討論ですか。(「請願第1号に対する反対の立場です」の声あり)

渡邊議員は。(「請願第1号に対して賛成の立場の討論です」の声あり)

そのほかに討論なさる方は。遠藤議員は第何号にですか。(「請願第1号に対して賛成の討論です」の声あり)

初めに、賛成討論について渡邊議員の発言を許します。渡邊議員。

[渡邊賢一議員 登壇]

○渡邊賢一議員 請願第1号「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願につきまして、賛成討論を行ってまいります。

賛成理由は次の3点でございます。

1つ目、初めに私は、これまで本議会の一般質問において、地元の西根地区の会合や議会報告会等で出された多くの農家の皆様の御意見をまとめ、次代を担う新規就農者、農業後継者への育成支援と農業農村整備のさらなる推進等につきまして、市長初め執行部の皆様に提言や御要望をお伝えし、前向きな答弁を求めてきたところでございます。

また、先般行われました総務産業常任委員会

と農事実行組合連合会との意見交換会の際も、当時委員の1人として参加をさせていただきました。その際も、工藤会長初め各地区代表の皆様から、今後の稲作経営についての大きな不安や農政に対する疑問、怒りが出されました。

白岩地区代表からは、情勢が厳しくなっている中でやむを得ず3つの実行組合連合会が統合に至った経緯が話され、私も心を打たれたところでもあります。

さらに、先月JAさがえ西村山の寒河江地区総代協議会や第23回通常総代会が開催され、地区総代の1人として参加をさせていただきました。多くの総代から、TPPにかわる日米のFTA自由貿易協定の交渉において、関税撤廃による食料自給率の低下、水田が持つダム貯水など国土保全、多面的機能の消失、農業農村の消滅などについて、多くの不安や嘆きが出されております。

2010年、民主党政権時代にスタートしたこの制度は、10アール当たり1万5,000円の定額補償が行われ、稲作農家の土地利用型農業の経営のベースとなっております。残念ながら自民政権にかわり、公明党連立政権にかわり、経営所得安定対策に切りかわってからは、2014年度に7,500円に半減、改悪されてきたのであります。

安部政権の進める農政規制緩和によって、いよいよ2018年度で廃止となることで、ますます稲作経営が困難になっていくのは火を見るより明らかであります。特に、米の生産調整が来年度から、国主導だったものが市町村単位に、水田対策協議会での調整に移行することによって、首都圏に近い県の過剰生産された米が氾濫するのではないかと、米価がさらに下がるのではないかとというふうに見込まれ、不安の度合いが高まっております。

国際的に見ても、直接支払による農業保護政策は既にEU諸国やアメリカで広く実施されて

おりまして、政府からの補助金、このことが先進国日本の水準については、圧倒的に低過ぎると内外で言われているところであります。

次に、2点目ですが、現在国会では共謀罪の強行採決なども行われたわけですがけれども、この制度にかわるものとして農業競争力強化支援法案が審議されているのであります。

この法案のもとになった農業競争力強化プログラムは、TPP対策として策定された総合的なTPP関連政策大綱の中で検討項目になっていたものについて、その討論の結果を取りまとめたものであります。すなわちTPPが発効した状況下で我が国の農業のあるべき姿を前提としているものでありまして、今、既にアメリカ、トランプ大統領がTPP離脱の大統領令に署名したことによって、TPP参加はほぼ絶望的、つまり国会で承認されたこのTPPというものは終わり、TPPを前提としたこうした代替法案は、立法事実を既に失っているわけでありまして、まさにゼロベースから考えるべきものであると私は思います。

ちなみに、この農業競争力強化プログラムに示された内容は、規制改革推進会議、農業ワーキンググループが提案しているものと全くほぼ同じ内容でありまして、それが民間委員のメンバーによってつくられた政策であります、法案であります。その経緯、背景からしても、成立を許すことができないものであります。

最後に3点目ではありますが、本市の農業を考えたときに、例えばふるさと納税の返礼品で人気の高いはえぬき、つや姫については、はえぬきは平成28年産米と平成29年産米の予約数量を合わせた総量は2,000トン以上、つや姫、厳選つや姫は40トン以上取り扱っているとお聞きしております。

また、ことしから雪若丸の作付も行われ、いよいよそうしたところに展開していくわけですがけれども、さくらんぼや牛肉など農畜産分野に

においてこれまで築き上げてきた消費者と生産者の皆さんの努力が報われず、こうした良質な県産米の生産を台なしにする、生産農家の意欲をそぐことになると思います。

また、農業者は農業生産とあわせて消防団活動やPTA活動、地域ボランティア活動などを支える担い手でありまして、伝統や文化の継承者でもあります。そうしたお金にかえられないたくさんの役割を果たしていると思っております。効率化を追求する企業、大規模農家がこれらの役割を果たすことは必ずしも期待できません。多面的な役割を含めて、地域農業のあり方を考え支えるための施策を考えるのが、現場を知る私たち議員の役割だと思っております。

最後にまとめ、結論であります。今必要なのはトップランナーの私腹を肥やすような農業やいたずらに競争をあおるのではなく、再生産を可能にする所得補償制度の復活であり、農業農村の多面的機能を評価する直接支払であり、相互扶助の精神だと思います。誰かがひとり勝ちするのではなく、中小零細農家も含め、誰もが農業で食べていけるシステム、一人が万人のために、万人が一人のために、農業政策のかじを切っていくべきであると思っております。

生産現場や農業集落の暮らしを理解しない人々の提言から生まれたような制度廃止論は、本市のような基幹産業の農業農村のあり方を崩壊させるものであり、決してこの制度を廃止させてはならないと思っております。

米という字は八十八と書きまして、人間の八十八の手が加わらないと立派な米ができないと昔から言われてきました。私も農家に生まれ育ち、その農家の苦勞を知っている一人です。そうした中で、これからの農業を本気で考えるときに、ぜひ議員各位には請願の本旨に基づき、ぜひともこの制度をもとに復活させるべきであることを御訴え申しあげたいと思います。

以上をもちまして、私の賛成討論を終わらせ

ていただきます。ありがとうございました。

○内藤 明議長 次に、反対討論について、佐藤議員の発言を許します。佐藤議員。

〔佐藤耕治議員 登壇〕

○佐藤耕治議員 寒政・公明クラブを代表し、請願に対して反対の立場から討論いたします。

農業者戸別所得補償制度は稲作農家向けの米戸別所得補償制度であり、要件としては販売農家と米の生産調整に不参加の農家も対象にした取り組みでした。この制度が実施されたことで、ごく小規模農家が交付金受給目的のために作付農家が続けられ、さらには農林水産省の申請目標を大きく上回ることになり、稲作農家の規模拡大を目指す農家に農地確保が困難になるなど、大きく歯どめがかかりました。

さらに、作付面積がふえることで過剰米となり、市場価格が下がりました。

農業経営形態には稲作、園芸、畜産などさまざまな形態があり、全国的な総合支援策が必要です。

旧政権時代における農業者戸別所得補償制度の政策ありきでは、国際社会において強い農業者が減少し、国際競争に負けてしまいます。

政権が変わるたびに農業政策が変わるようでは農業者にはたまりません。

現在、国では、農業改革において農地の流動化に向けて農地中間管理機構を設置しました。農家が農地管理機構へ全農地を耕作委託申請すれば、交付金が得られる制度があります。このことで農地の流動化が図られ、規模拡大を目指す農家への支援となっており、市内においても中規模の稲作農家がふえている状況にあります。

安定生産を図るため、米の消費量と生産量のバランスをとり、過剰米防止策として農業再生会議協議会において作付計画が立てられ実施されるなど、農業における法人の制度緩和など、やる気のある農家向けの支援策がさまざま出されております。

先日、国会で可決された農業の競争力強化プログラムでは、一つに生産量減少や市場流通の価格低迷などにより農業の収入が減少した場合に補償する収入保険制度や、生産コストでは海外の生産資材価格より国内生産資材が高い単価で推移されていることから、生産資材価格形成の仕組みの見直しを行い所得向上を図るなど、ほかにも6項目が挙げられております。

日本農業が国際社会の中で生き残るには、低コスト、高品質生産、付加価値販売など、総合的な経営支援策が必要であります。

この制度は、単に稲作をつくれれば補助金ももらえる生産ありき補償制度であり、栽培技術の研さんやおいしい米づくりが衰退するおそれがあります。今、必要とされている制度は、頑張る農家を支援することであり、農業者戸別所得補償制度のようなばらまき政策ではなく、将来を見据えた展望のある政策が必要であります。

以上のようなことから、この請願に対して反対討論とさせていただきます。

○内藤 明議長 次に、賛成討論について、遠藤議員の発言を許します。遠藤議員。

[遠藤智与子議員 登壇]

○遠藤智与子議員 私は、日本共産党を代表して、請願第1号「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願に賛成の討論を行います。

戸別所得補償制度は、米などの農産物の価格が生産コストを下回った場合に、国がその差額分を生産農家に補償する制度です。農家の経営を支援することで、自給率向上などを図る狙いがあり、2010年度から導入されました。

政権交代に伴い、2013年度は名称が経営所得安定対策に変更されました。しかし、安部政権は下落時の価格変動支払制度を廃止し、米の生産調整農家への直接支払交付金、10アール1万5,000円も2014年産から7,500円に半減させました。

さらに、交付金は2018年から廃止されようと

しております。これでは、所得はますます減るばかりであります。

政府が導入を検討する収入保険は生産コストが基準ではなく、経営安定を保障しません。

農業と農村再生の最大の柱は、価格保障を中心に所得補償を組み合わせ、生産コストをカバーする施策だと考えます。米価には過去3年の生産コストの平均を基準に販売価格との差額を補填する不足払い制度の導入を求める声も広がり、当面直接支払交付金をもとの1万5,000円に戻し、価格変動支払も復活してほしいという切実な農業者の声が渦巻いております。

米とさくらんぼを栽培するある40代の男性は「当てにしていたものがなくなり、これから大変です。政府は規模拡大とか輸出とか言っているが、すぐにはできない。小規模農家が離農して、大規模農家だけ残っても農村は維持できない。安部首相は美しい国を残すと言うが、農村には荒野が広がってしまう。あべこべだ」と嘆いております。

欧米では、直接支払による農業保護政策を既に実施しており、フランスでは農家収入の8割、スイスの山岳部では100%、アメリカの穀物農家の収入は5割前後が政府からの補助金だということです。

このような経営を下支えする政策の確立が日本でも強く求められていると思います。

農家は、農業は日本が古来から伝統的に行ってきた日本国民の根幹となる生産産業です。これに対して、この農業者所得戸別補償制度が国のばらまき制度などということは、決して許されることではないと私は心から思います。食料の自給率を高め、誇りを持って農業にいそしむことができるように、生産者を補う農業者戸別所得補償制度を復活させることは、多くの農業者の心から願うことであります。

このことを訴えまして、私の賛成討論といたします。ありがとうございました。

○内藤 明議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、請願第1号を除く議第40号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議第41号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について、議第42号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議第43号寒河江市市税条例等の一部改正について、議第44号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結についての5案件を一括して採決いたします。

ただいまの5案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

5案件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第40号、議第41号、議第42号、議第43号及び議第44号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号「農業者戸別所得補償制度」の復活を求める請願について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

賛成少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

閉 会 午前10時34分

○内藤 明議長 これにて平成29年第2回寒河江

市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。